



### 2017年5月1日に発効となる移転価格に係る新規定について

2017年2月24日付で政府は、グローバルな税制の変化に則した税制改革計画の一環として、関連者取引を行っている会社の税務管理に関する政令20/2017 / ND-CPを発表しました。

2017年5月1日発効の政令20/2017は、移転価格税制（transfer pricing, 以下TP）に関するより包括的な新しい規定一式で、TP申告要件（多国籍企業の事業活動からより多くの税関連情報を収集する目的で、BEPS行動計画に示されているアプローチに則り新たに導入されたマスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書の三文書を含む）、免税の特例、新しいTPの様式、関連者取引の費用控除に関するガイダンス、管理する国家当局の責任、関連者取引のある納税者の監査、などの項目に関し大幅な変更が見られます。

関連者取引を行う納税者は、新たな政令 20/2017のTP申告要件が税務コンプライアンスと事業運営へ及ぼす影響を評価するため、直ちに対応を行うことが望まれます。

政令20/2017についての留意点は以下の通りです：

#### 実質優先主義

税務当局は、TP管理、レビュー及び監査において、形式によるのではなく実質と経済的実態に即した法令の適用を行います。

#### 関連者の定義

- 25%以上の株式を保有（現在は20%）
- 売上または仕入の50%超を占める相手企業は、関連者の定義に含まれなくなります。

#### TP文書化

- 納税者は、政令20/2017に規定されている様式02、03および04に従って、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書を作成し、保管する必要があります。
- もし、最終的な親会社がそれぞれの管轄税務当局に国別報告書を作成し提出する義務がある場合や、納税者がベトナムの最終的な親会社であり、会計年度に18兆ベトナムドン（VND）以上の総収入がある場合は、納税者は様式04により国別報告書を整備しなければならないことに留意する必要があります。
- 納税者が様式04を提出できない場合、納税者は、取引の相手方企業が属する国の法的根拠と、国別報告書の写しを提供することを禁止する管轄当局の該当規定を用いて、文書にて理由説明を行わなければなりません。
- TP文書は、年間法人所得税確定申告の提出日より前に準備しなければならないが、提出要求から15営業日以内に税審査または監査を経て税務監査人に提出する必要があります。

## TP文書化と報告免除

- 納税者が、国内関連者との取引しか行っておらず、また、取引の両当事者が同じ税率を有し、いずれの当事者も税制優遇措置を享受していない場合には、新しい様式No 01による取引情報の開示は免除されます。しかし、その免除となる根拠は、様式01のパートI、IIにおいて開示しなければなりません。
- 納税者は以下の場合、TP文書化が免除されます：
  - ◆ 収入が500億VND未満であり、課税対象期間における関連者取引の総額が300億VND未満の場合。
  - ◆ 既に事前確認（APA、Advance Pricing Agreement）を締結し、APA報告書を提出している場合。
  - ◆ 収入が2,000億VND未満である企業が単一事業を営んでおり、さらに利払前及び税引前利益率が各事業において以下の水準を達成している場合。流通販売業5%、製造業10%、加工業15%。

## 経費の控除

- 関連者との取引費用は、独立第三者との取引価格と整合しない場合（アームズレングス原則が適用されていない場合）、または、取引がないのに支払った費用や納税者の事業活動に関係しない取引等、課税収入を生まない費用である場合は控除することができません。
- EBITDA（利払前・税引前・減価償却前利益）の20%を上限とし、借入利息は控除することができます。しかしながらこの規則は、信用機関および保険に関する法律の適用範囲にある納税者には適用されません。
- 重複役員提供（親会社が複数子会社に対して行う経営・財務・業務・事務管理上の役務の提供など）や株主費用等、納税者に対する直接的な利益や付加価値の確定ができない費用については、控除は認められません。また、ベトナムの納税者に対し第三者によって上乘せされたマークアップ費用も控除対象外となります。

## 税務上のリスク

政令20/2017は、求められる情報が開示されていない、様式01が提出されていない、様式02と03で求められる情報開示が不十分である等、関連者取引を行う納税者がTP規則に準拠していない場合、税務当局に移転価格、課税所得または納税額の裁量権を与えています。そのため、納税者が税務上のリスクを軽減するためには、法令遵守が十分になされていることを確かめることが重要となります。

政令20/2017のTP要件が税務申告と事業に及ぼす影響について検討なさりたいお客様がいらっしゃいましたら、どうぞお気軽にお問合せ下さい。

---

※本ニュースレターは原文(ベトナム語)からの翻訳版です。日本語訳と原文に差異が生じた場合は、原文が優先されます。

---



CONTACT

UHY ACA Ltd

UHY ACA Auditing & Consulting Co., Ltd

Thanh Nguyen – Partner Email: thanhnt@uhyaca.vn

Tran Thi Bo - Director Email: bott@uhyaca.vn

Kaz Muraishi - Director Email: muraishik@uhyaca.vn

### Hanoi Head Office

9th Floor, HL Building, 82 Duy Tan, Cau Giay District, Hanoi

Tel: +84 4 3755 7446 /Fax: +84 4 3755 7448

Website : www.uhyaca.vn

### Ho Chi Minh Office

46 Truong Quyen, District 3, HCM City

Tel: +84 8 3820 4899 /Fax: +84 8 3820 4909

\* Hai Phong市とVinh市にもオフィスがあります

